

薩英戦争とイギリス議会 ——鹿兒島砲撃に関する決議をめぐって：下院議事録の分析——

細川 道久

1. 序

1863年（文久3年）の薩英戦争を扱った文献は数多くある。生麦事件（リチャードソン殺害事件）から同戦争までの経緯はもとより、同戦争を契機として薩摩藩が親英・「開国」志向を強めていく過程、明治新政府の誕生に至るまでの幕末・維新期の日本の歩みを描くなど、数々の論稿がある。さらには、イギリス側の動きに注目して、イギリス艦隊による「鹿兒島砲撃 (bombardment of Kagosima)¹」に対して、国民から非難の声が上がったこと、ヴィクトリア女王が遺憾の意を表明したこと、議会でも遺憾表明の決議をめぐって議論されたことを指摘する文献もある。

しかし、1864年2月9日にイギリス議会で行われた遺憾表明決議案の審議結果についての記述はまちまちである²。同議会では、最初に動議を出したバクストン (Charles Buxton) (1823-1871) の案と、それに対するロングフィールド (R. Longfield) の修正案の2つの案が議論の対象となったのだが³、例えば、『タイムズ (The Times)』の記事⁴を主な史料として決議案の審議経過を丹念にたどった皆村武一氏は、ロングフィールドの修正案が否決された結果、バクストンの案が最終的に採択されたとし、議会は遺憾表明を決議したとされる⁵。これに対して、決議は採択されなかったとする記述もある。幕末から大正期までの外国新聞の日本関連記事を多数収録した『外国新聞に見る日本』では、バクストン案に代わるロングフィールドの修正案

1 当時、「鹿兒島」は、「Kagoshima」よりも「Kagosima」と表記される方が多かった。

2 宮澤眞一氏が編纂した『英国人が見た幕末薩摩 ENGLISHMEN & SATSUMA』は薩英関係を多面的に知るうえで広く参照される文献であるが、同書には、『タイムズ』に掲載された記事のうち、動議を提出したバクストンと外務次官レヤードの発言の一部が原文のみ転載されている。だが、これに関して、「薩英戦争に関する責任問題に約九時間を費やした1864年2月9日の英国議会（下院）の議論について、タイムズ新聞が逐一報道した三頁にわたる紙面内容から、特に興味深い箇所を引用したものです」との説明しかなく、発言内容の解説や審議結果への言及はない。宮澤眞一編『英国人が見た幕末薩摩 ENGLISHMEN & SATSUMA』高城書房出版、1988年、107頁。

3 バクストン案、ロングフィールド修正案の内容は、本稿第3章に記す。

4 鹿兒島大学図書館は、『タイムズ』の日本関連記事資料 (The Times: Japanese articles) を所蔵している。薩英戦争に関する同紙の記事の一部を、【図1】～【図5】に掲載した。

5 皆村武一『「ザ・タイムズ」にみる幕末維新——「日本」はいかに議論されたか』、中公新書、1998年、82頁。平間洋一氏は、「下院では市街地を焼き払ったことに遺憾の意を表し、この行為は文明国の戦闘行為に違反するものであり、キューパー提督の責任を問うとの決議が採択された」と記される。つまり、バクストン案が採択されたことになる。平間洋一「英国から見た薩英戦争」『別冊歴史読本 天璋院篤姫ガイドブック』新人物往来社、2009年10月、96頁。

が否決されたとしているし⁶、岩川哲夫氏はバクストン案が否決されたとする⁷。

つまり、鹿児島砲撃をめぐる遺憾表明決議が採択されたのかどうか、あるいは、どのような形で採決が行われたのかについて、記述にばらつきが見られるのである。では、実際にはどうだったのだろうか。日本史および日英関係史のなかで重要な出来事であった薩英戦争およびその後を考える材料として、事実関係を究明しておく必要がある。

そこで本稿は、鹿児島砲撃に関する遺憾表明決議をめぐる審議経過につき、イギリス下院議事録を分析することで、事実関係を明らかにしたい。なお、本稿の意図は、あくまでも審議経過の解明にあり、発言内容の分析は副次的であることをあらかじめ断っておく。

2. 従来の記述に対する疑義

イギリス下院議事録を分析する前に、これまで広く参照されてきた文献2点を取り上げ、その記述の問題点につき指摘しておきたい。

①皆村氏の所説に対して

皆村氏の『「ザ・タイムズ」にみる幕末維新』の第3章は、遺憾表明決議をめぐるイギリス下院の審議内容を具体的に描いたおそらく唯一の記述であり、バクストンらの種々の発言がまとめられており、非常に有益である。しかし、不備な点も散見される。それについて指摘しておこう。

皆村氏の記述に基づき、審議経過をまとめたのが、【別表1】である。便宜的にA1からA19まで合計19の議事内容に区切ってみた。

まず、A13の「アトネイ大将⁸」とあるのは、明らかに誤記である。これは人名ではなく、「法

6 内川芳美・宮地正人監修『外国新聞に見る日本（国際ニュース事典）』第1巻（1852～1873）：本編、毎日コミュニケーションズ、1989年、310頁、同『外国新聞に見る日本（国際ニュース事典）』第1巻（1852～1873）：原文編、毎日コミュニケーションズ、1989年、344-345頁。

7 岩川哲夫「記事の中の薩英戦争」『薩英戦争150年——前の浜の戦』、尚古集成館、2013年、56頁。なお、同論稿では、決議案が提案された期日を「[2月] 10日」としているが、正しくは「9日」である。また、南日本新聞は、「薩英戦争150年 黎明の嵐」と題する特集記事を組み、生麦事件から戦後の和平までの動きを詳細に論じている（第1部「生麦事件の悲劇」（2013年2月1日～11日（全6回）、第2部「前の浜の戦」（5月4日～22日（全12回）、第3部「衝突が生んだ友好」（7月31日～8月9日（全7回））。遺憾表明決議に関しては次のように記している。「英国内の政府を非難する声は、議会にも及んだ。ヴィクトリア女王は、1864年2月4日の議会開院式の演説（代読）で「偶発的に」とはいえ、鹿児島城下の大半が焼失したことについて、遺憾の意を表明した。下院では同日、英国南東の都市メードストーン選出のチャールズ・バクストン議員が、政府を非難する動議を提出した。鹿児島を焼き払ったことは文明諸国が従うべき『戦争慣行』（戦時国際法）にそむく行為として下院は深く遺憾とする、という内容だった。同日の下院は薩英戦争の議題だけで約9時間に及ぶ激しい討議となった。議会は賛成、反対で割れたが、結局動議は採択されなかった」〔「衝突が生んだ友好6」『南日本新聞』、2013年8月7日〕。同記事にはロングフィールドの修正案への言及がないため、バクストンの動議が不採択に終わったことになる。先の岩川氏の論稿でも、ロングフィールドの修正案について言及がない。

8 皆村、前掲書、80頁。

務総裁 (Attorney General)」という職名である。当時の法務総裁はパーマー (Roundell Palmer) であった。より問題なのは、そのパーマーが「戦争の際において、文明国が守らなければならない義務と政策に反して、イギリスが鹿児島を攻撃したことに対して深く遺憾の意を表明する」との動議を出した⁹、との記述である。「戦争の際において、文明国が守らなければならない義務と政策に反して、イギリスが鹿児島を攻撃したことに対して深く遺憾の意を表明する」という文言は、ロングフィールドの修正案の文言と同じである。現職閣僚であるパーマーがロングフィールドと同じ修正案、しかも政府に批判的な案を提出することはありえたのだろうか¹⁰。

続く A14では、首相パーマストンが上記の、つまりパーマーが出した動議の修正案を出した¹¹、と記される。皆村氏の記述にしたがえば、パーマストンが「イギリス政府は鹿児島を火災に対して遺憾の意を表明すること、鹿児島で行なわれた戦争は、文明国の間での通常の戦争とは異なったものであったという2つのことを承認する」ことを認めたことになるのだが、政府の最も中枢にいる人物が、先のパーマー同様、政府に批判的な内容を受け入れることをしたのだろうか¹²。

自らの案の撤回の意向を表明したバクストンの発言 (A15) に続いて、A16では、バクストンの案が諮られた、と記述されるが、その結果がどうなったのかについて言及がない。さらに、ロングフィールドの修正案を (あらためて? ¹³) 出した (A17) のに対して、パーマストンが異議を出したが否決された (A18)、と記述される。しかし、パーマストンがどのような異議を唱え、どういう形で否決されたのか、不明である。

最も不可解なのは、A19の記述である。皆村氏は次のように記される。(下線および〔 〕は引用者 (細川) による)

「ロングフィールドの修正案が諮られることになった。そしてこの修正案に対して、採決が行なわれた。その結果は、修正案に、賛成85票、反対164票であった。したがって、ロングフィールドの修正案が否決されバクストン〔バクストン〕の動議が採択された。つまり、政府は遺憾の意を表明すること、そしてまた、クーパー〔キューパー〕提督の個人的な責任があること、イギリスが鹿児島で行なった攻撃は、文明国の間で行なわれている通常の攻撃に違反することであることを認めたのである。』¹⁴

9 同上。

10 実際には、パーマーはロングフィールドの修正案に反対票を投じている。【別表2】B14を参照。

11 皆村、前掲書、81頁。

12 パーマストンも、ロングフィールドの修正案に反対票を投じている。【別表2】B16を参照。

13 既にロングフィールドは修正案を出している (A3) ので、あらためて提出されたことになるのではないか。

14 皆村、前掲書、82頁。

ロングフィールドの修正案が否決されたのを受けて、バクストン案が採択されることはありうるのだろうか。バクストン案は、既に A16で諮られているはずである。しかも、決議案が採択されれば、議事録にその旨記載するのが通例である。実は、下線の箇所は、『タイムズ』にも下院議事録にもそれに該当する記事はなく、皆村氏の解釈と思われるが、氏の解釈は妥当性を欠いてはいないだろうか。

次章で下院議事録について検討するが、氏による A13、A14、A16～A19の記述は、下院議事録の内容と齟齬がある。1864年2月10日の『タイムズ』の記事¹⁵は、一部省略等があるものの、下院議事録とほとんど同一である。とすれば、氏による誤読の可能性も否定できない。しかし、本稿は、冒頭で断ったように、下院議事録の分析による事実関係の究明を目的としており、氏の記述を『タイムズ』の記事と照合することは差し控えたい。

②『外国新聞に見る日本』の記述に対して

『外国新聞に見る日本』は、幕末から大正期までの外国新聞の日本関連記事の原文と、その日本語訳を一部施した4巻からなる事典であり、諸外国の対日政策・対日観を知るうえで参照される基本文献である。同事典には薩英戦争関連の記事が多数収録されており、遺憾表明決議をめぐるイギリス下院の審議が一部紹介されている。審議の最終局面について扱った箇所は、以下のようになっている。原文と日本語訳を引用しよう。なお、下線は引用者による。

(原文) Motion made, and question proposed, “That this House, while only imputing to Admiral Kuper a misconception of the duty imposed on him, deeply regrets the burning of the town of Kagosima, as being contrary to those usages of war which prevail among civilized nations, and to which it is the duty and policy of this country to adhere” (Mr. Buxton). Amendment proposed, “To leave out the words ‘while only imputing to Admiral Kuper a misconception of the duty imposed on him’” (Mr. Longfield). Question, “That the words proposed to be left out stand part of the question,” put^(a), and negatived. Amendment made. Main question, as amended, proposed. Whereupon previous question^(b) put, “That that question be now put” (Viscount Palmerston). The House divide—Ayes, 85; Noes, 164. (*The Times*, 11 Feb. 1864)¹⁶

15 【図2】及び【図3】を参照。

16 『新聞で見る日本』第1巻：原文編、344-345頁。同記事は、昨日（2月10日）付の『タイムズ』第2版の記事の再録である。この記事の後に、議員の氏名が、決議案をめぐる投票での賛否別に列挙されている。【図4】及び【図5】を参照。

(日本語訳)「本院は、課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にあるとする一方、鹿児島町の焼打ちは、文明諸国間にあまねく行われ、それに従うことがわが国の義務であり政策である戦争の慣行にそむく行為として、深く遺憾とするものである」との動議がバクストン氏から提出され、ロングフィールド氏が「課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にあるとする一方」の語句を削除する修正案を提出した。「削除を提案された語句は問題の一部ではないか」との質問が出た^(a)が、否定され、修正が行われた。修正された形での動議が提出された。ここでパーマストン子爵から「ではこの問題について投票を行いたい」との先の問題^(b)が提案され、下院の投票は賛否両論に分かれた。賛成85、反対164¹⁷。

下線部 (a) の日本語訳は適切ではなかろう。「削除を提案され語句は問題の一部ではないか」という具体的な質問が出されたのではない。ロングフィールドが、バクストンの決議案にあった「課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にあるとする一方」という文言を削除すべきとする修正案を提出した後も、その文言を含めて質疑を行うことになったという意味である。つまり、下線部 (a) は、「削除を提案された文言を審議対象に残した形で」質疑に付された、とでも訳するのが妥当であろう。

また、下線部 (b) の日本語訳は誤解を招くのではなかろうか。previous question とは、「直前の」問題という意味ではなく、「先決問題」、つまり、審議を打ち切り採決に入ることを求める動議のこと（先決動議）である。

なお、下線部 (a) の直後にある「否定され、修正が行われた。修正された形での動議が提出された」の箇所が具体的にどういうことを意味していたのかについては、次章に譲ろう。

3. イギリス下院議事録の分析

前章で『「ザ・タイムズ」にみる幕末維新』と『外国新聞に見る日本』の該当箇所を検討した。『タイムズ』の記事は、下院での審議経過をほとんど正確に伝えているのだが、事実関係を知るうえで最も史料的価値が高いのは、下院議事録である。鹿児島砲撃に関する遺憾表明決議をめぐる議事はどのように進められたのか。以下に検討してみよう。

審議経過を整理すると、【別表2】のようになる。ここでも便宜上、B1からB19までの合計19の議事内容にまとめることができる。

まず、バクストンが動議を提出した (B1)。彼の提出した決議案の文言は、次の通りである。

17 『新聞で見る日本』第1巻：本編、310-311頁。

日本語訳は引用者による（以下、同様）。

That this House, while only imputing to Admiral Kuper a misconception of the duty imposed on him, deeply regrets the burning of the town of Kagosima, as being contrary to those usages of war which prevail among civilized nations, and to which it is the duty and policy of this country to adhere¹⁸.

「本院は、課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にのみ帰せられる一方、鹿児島島の街を焼失させたことは、文明諸国間に広く普及し、その遵守がわが国の義務にして政策である戦争慣行にそむく行為として、深く遺憾の意を表明する」

つまり、バクストンは、イギリス艦隊のキューパー提督の行為を糾弾すると同時に、鹿児島砲撃行為そのものが文明諸国での戦争慣行に違反しているとして遺憾の意を示すことを要求したのである。

彼は、鹿児島砲撃がイギリス (England)¹⁹の非人道性を諸外国に知らしめることになったことを憂慮し、こうした行為が将来の先例とならないようにすべきだと主張した²⁰。

鹿児島砲撃は、文明諸国間で共有されている国際法に反する行為だと彼はみた。たしかに「交戦国が私的財産を破壊するのを禁止する国際法の抽象的原則はないし、敵によって被った私的財産の損害に対する賠償を法廷で要求することは誰もできない」のだが、「まったくもって必要に迫られた場合を除いて、私的財産への攻撃を避けるのは、文明諸国の戦争慣行である」と主張し、その根拠として、ホイートン (Henry Wheaton)、グロティウス (Hugo Grotius)、ヴァッテル (Emmerich de Vattel) といった国際法学者らの学説を紹介した²¹。

鹿児島砲撃によって、鹿児島に住む無辜の人びとが被害を被った。日本は野蛮な国ではない。「何も知らないで日本人のことを野蛮だと言う者は、鹿児島には、焼かれても建て直せるような、もろいあばら屋が集まっていると言うが、これまた無知である。……実際には、鹿児島は日本帝国の主要都市の1つであり、工場、鑄造所、御殿、要塞は、他の主要都市と同様、優れた人びとの洗練さ、文明、聡明さを示している」。オリファント (Laurence Oliphant) ら訪問者の記述によると、鹿児島の「男性は友好的で寛大な性格で、女性は柔和な振る舞いをし、子

18 *British Parliamentary Debates*, 3rd Series, 1864 (Feb. 9), p.335.

19 England と Britain を区別して「イングランド」と訳すべきだが、「イギリス」と訳出した。

20 *Ibid.*, pp. 335-336.

21 *Ibid.*, pp. 341-342.

供は聡明」であるとする²²。つまり、鹿児島砲撃は文明国への攻撃とみなしうるのである。

ちなみにバクストンの父親は、奴隷制廃止運動に尽力した社会改良家トマス・バクストン (Sir Thomas Fowell Buxton) (1786-1845) である。彼自身も父親にならって奴隷制廃止運動にたずさわっていた²³。そのバクストンが鹿児島砲撃の非人道性を指摘したのは首肯しうる²⁴。

バクストンに続き、エートン (R. S. Aytoun) が、バクストンの動議を支持する発言を行った (B2) のを受けて、バクストン案が審議にかけられることになった。

この直後、ロングフィールドが同案に対する修正動議を提出し (B3)、これをヘイ (Sir John C. P. Hay) が支持したため (B4)、修正案が審議の対象となった。ロングフィールドの修正案とは、バクストン案から「課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にのみ帰せられる一方」という文言を削除したもの、すなわち、「鹿児島の街を焼失させたことは、文明諸国間に広く普及し、その遵守がわが国の義務にして政策である戦争慣行にそむく行為として、深く遺憾の意を表明する」であった。

これを受けて、「削除を提案された文言を審議対象に残した形で」質疑に付された。つまり、バクストン案、ロングフィールド修正案のいずれにも限定せず、質疑が行われることになった。

ウォルコット提督 (John Edward Walcott)、スタンリー (Lord Stanley, Edward Henry Smith Stanley, 後の15th Earl of Derby)、モンタギュー (Lord R. Montagu)、クロスレイ (Sir Francis Crossley)、リッデル (H. G. Liddell)、キングレイク (Alexander William Kinglake)、外務次官レヤード (Austen Henry Layard)、エルフィンストン (Sir James Dalrymple-Horn

22 *Ibid.*, pp. 347-348.

23 彼は、1848年、父親の回顧録 *Memoirs of Sir Thomas Fowell Buxton, with Selections from his Correspondence* を編纂するとともに、1860年には西インド諸島の奴隷制の歴史について論じた *Slavery and Freedom in the British West Indies* を著している。なお、イギリス帝国で奴隷制が廃止されたのは、1834年である。

24 もっとも、少し前の時点では、バクストンは、決議案にキューパー提督の行為を糾弾する文言を含める用意はなかったようである。というのも、『外国新聞に見る日本』(第1巻：原文編、337頁；第1巻：本文編、309頁)に掲載された1864年2月6日付の『タイムズ』の記事には、バクストンが下院議会で提出予定とされる決議案が記されているが、これと実際に提出した決議案とは、前半部分が大きく異なっているからである。同書に掲載されている原文、日本語訳とも引用し、実際に提出された決議案との異同がみられる箇所には下線を施しておこう。Mr. Buxton gave notice that he would on Tuesday next move the following resolution, "That this House, while not imputing any blame to Admiral Kuper in the execution of the duty imposed upon him, deeply regrets the burning of the town of Kagosima, as being contrary to the usages of war which prevail between civilized nations, and to which it is the duty and policy of this country to adhere。(バクストン氏は10日(火)に次の決議案を提出すると議会で通告した。「本院は、キューパー提督にその課せられた任務遂行の責めを帰するものではないが、鹿児島町の焼打ちは、文明諸国間にあまねく行われ、それに従うことがわが国の義務であり政策である戦争の慣行にそむく行為として、深く遺憾とするものである。)' 『外国新聞に見る日本』の記述が正しいとすれば、バクストンの決議案の中心は当初から後半部分にあったと察せられ、彼が、審議の最後になって決議案撤回の意向を示した際、目的は達成された旨の発言をしたことと整合性を持とう。なお、先に引用した日本語訳のうち、「10日(火)」とあるのは、日本語読者への配慮から日付を挿入したものと思われるが、正しくは「9日(火)」である。

Elphinstone)、フォースター (William Edward Forster) の発言に続いて (B5～B13)²⁵、法務総裁パーマーが、ロングフィールドの修正動議に基づく決議文案を確認したうえで²⁶、ヴィクトリア女王による遺憾表明は、イギリス国民が共有しているとした。さらに彼は、キューパー提督は意図的に民家に向けて砲撃したのではないと弁明した (B14)。これに対して、ホワイトサイド (James Whiteside) が反論した (B15)²⁷。

最後に発言に立ったのは、首相パーマストン (Henry John Temple Palmerston, 3rd Viscount Palmerston) (1784-1865)²⁸であった。アヘン戦争勃発時に外相を務めるなど、「砲艦外交」の主たる担い手であった老獪な政治家パーマストンの発言は、鹿児島砲撃の遺憾表明決議案の審議を決定づけるものであった。政府の立場を知るうえでも、彼の発言を詳しくみておこう。

彼は、これまで出された種々の発言に対する法務総裁による政府側の答弁では触れられていなかった点に言及した。その1つが、イギリスが幕府と薩摩藩の双方に賠償を求めたこと、つまり「二重請求 (double claim/double demand)」についてであった。

質疑のなかで、「二重請求」に対して疑義を唱えていたのは、スタンリーであった。「薩摩藩主 (Prince of Satsuma) が〔リチャードソンの〕殺害に責任があるのであれば、責任のない将軍 (Tycoon) ——殺害を命じていませんし、それを阻止することもできなかったのです——に10万ドルを要求したことは強請 (extortion)」であります。他方で、薩摩藩主が〔将軍の〕臣下として遇されているのであれば、疑いもなくわれわれには日本政府に賠償を求める権利があります。であれば、日本政府にたいして、その大名 (Daimio) と問題を解決することを委ねるべきなのです。……われわれが二重請求 (double demand) をしたのは誤りなのです。しかも、要求額が法外で度を越しているように思えます。人の命を値踏みするのは、きわめて辛く難しいことなのは明らかですが、もし、このような事件がヨーロッパで起きていたならばどうなるかは判断ができるでありましょう。とあるヨーロッパの国で同じような状況でイギリス臣民が殺害されたのであれば、犯罪人の処罰と賠償を要求するでありましょうが、総額でおよ

25 皆村、前掲書では、エルフィンストンの発言についての記述がない。

26 つまり、法務総裁パーマーは、ロングフィールドが提案したように文言を削除した場合、決議文案は、「鹿児島町の街を焼失させたことは、文明諸国間に広く普及し、その遵守がわが国の義務にして政策である戦争慣行にそむく行為として、深く遺憾の意を表明する」となると発言したのであって、動議を提出したのではない。その箇所は、以下の通り。Assuming, in accordance with what appears to be the general agreement of the House, that the words proposed to be omitted are left out, the Motion will run thus— That this House deeply regrets the burning of the town of Kagosima, as being contrary to those usages of war which prevail among civilized nations, to which it is the duty and policy of this country to adhere. *British Parliamentary Debates*, 3rd Series, 1864 (Feb. 9), p. 403.

27 ホワイトサイドの発言についても、皆村、前掲書には記述がない。

28 パーマストン (ホイッグ・自由党) は、第1次内閣 (1855-1858)、第2次内閣 (1859-1865) を率いたほか、3度にわたって外相を務めた (1830-34, 1835-41, 1846-51)。

そ15万ドルにもものぼる金額を要求することはないでしょう……。おそらく10分の1で十分でありましょう²⁹」。

パーマストンは、「二重請求」ではないかとの指摘に対して、次のように発言した。「事実はこのとおりであります。二重不履行（double default）があったのであります。幕府（Tycoon's Government）には、管轄内でイギリス臣民を保護する義務があったのです。この蛮行は、幕府の管轄下で起きたのです。東海道と呼ばれる街道で行われたのです。……それゆえ、われわれには、わが同国人がその権利を与えられている場所でイギリス臣民に対して適切な保護をしなかったことに対する制裁として、相応の額を幕府に請求する権利があるのです…。われわれにはまた、この蛮行を行った家臣を処罰することを要求する権利があります。しかし、幕府側はこう言ったのです。「われわれは、この賠償を支払うことはできない。大名たちは強力であり、われわれの権威に反抗している。貴国を満足させることはできない。そうしたいのであれば、貴国自らが、その藩主に対して要求されるべきである³⁰」と。結局、幕府は賠償に応じたが、薩摩藩は応じなかった。そして、薩摩藩が拒否した場合は武力を行使して賠償を獲得せよとの、外相ラッセル（John Russell, 1st Earl of Russell）の指令——それは政府の承認を受けている——を受けたキューパー提督が、実行に移した。キューパーは、イギリス士官としての義務を果たしたのだ、と³¹。このようにパーマストンは、「二重請求」に対する疑義を払拭するため、政府の見解を説明するとともに、キューパー提督の行動を擁護した。

もう1つ、パーマストンが力説したのは、鹿児島島の街への攻撃が文明諸国間での戦争慣行と矛盾するものでなかったということであった。

「いま1点——街（towns）に対する砲撃は、戦時における文明諸国の慣行と矛盾しているという主張——について申し上げます。この主張は正しくありません——真実と合致していないのであります。街が砲撃された事例はおびただしくあります。既に言及された方もおられますが、他のたくさんの事例があります。歴史、つまり過去の出来事の記録は、戦時に街を砲撃する行為は、不幸なことではありますが、異常なことではないことを示しております。したがって、そうした行為が文明諸国の通常の戦争行為と矛盾していると主張することは、歴史的な記録が描く事実に真っ向から反することになるであります。私は、文明諸国のこうした行為を非常に残念に思います。われわれはそれを真似ないことが望ましいと思いますし、それはわれわれの慣行ではないのです。ロシアとの戦争³²では、オデッサ（Odessa）の場合のように、それを控えたのであります³³」と。

29 *Ibid.*, pp. 361-362.

30 *Ibid.*, p. 418.

31 *Ibid.*, p. 418.

32 これはクリミア戦争（1853～56年）のことを指すと思われる。

33 *Ibid.*, p. 420.

さらにパーマストーンは、バクストーンに対して次のように述べた。「わが同僚議員〔バクストーン〕は、このたびの議論全体にたゞよう雰囲気満足することを望むものであります。非戦闘員や無辜の人びとの家屋や財産の破壊を目的に街を砲撃することを慣行として遵守することなど、誰も主張していないのであります。しかし、それが、外部の攻撃軍と内部の防衛軍の衝突の結果であれば、敵対的行動に付随する戦禍の一部としての、偶発的な被害であることは、誰も否定できないのであります³⁴」。このようにパーマストーンは、街を焼失させることは、戦争がやむなく招いた偶発的な結果でしかなく、それ自体が目的であることはないと言明したのだった。

最後にパーマストーンは、バクストーンに動議の撤回を促した。「わが同僚議員〔バクストーン〕が、氏が主張する原則が認められたことに満足され、氏の動議を採決にかけよう処理されないことを望むものであります。遺憾の意を表明することは、余分なこと (surplusage) になりましょうし、街への砲撃が文明諸国間での慣行ではないと言うことは、歴史的事実に反することになりましょう。修正動議を扱うには、〔バクストーン〕氏の動議を先決問題とする〔審議を打ち切って採決にかける〕ことを提案すべきでありましょう。しかし、わが同僚議員にそれを撤回していただけるのなら、氏にとって満足のゆく状況・雰囲気のままに、議論は最もふさわしい形で終わられるのではないかと思います³⁵」と (B16)。

このようにパーマストーンは、バクストーンに対して動議の撤回を迫り、そのうえで、ロングフィールドの修正案を採決にかけてそれを否決に追いこもうとしたのである。

下院議事録は、B5～B16をまとめて、次のように記載している。〔 〕は引用者による補足である。

Question put, and negatived.

Amendment made.

Main Question, as amended, proposed³⁶.

〔削除を提案された文言を審議対象に残した形で〕³⁷質疑に付され、反論が出された。

修正動議が示された。

34 *Ibid.*, pp. 421-422.

35 *Ibid.*, p. 422.

36 *Ibid.*, p. 422.

37 原文の Question は、ヘイの発言 (B5) 後の Question proposed, “That the words proposed to be left out stand part of the Question.” (*Ibid.*, p. 359) (「削除を提案された文言を審議対象に残した形で」質疑が提案された) を受けている。

修正した形を本案とすることが提案された。

パーマストンの発言を受けて、バクストンは、自身の動議を撤回する意向を示した。「本件が将来の先例とならないようにするために、街に対する砲撃をめぐる本院の意見を試すことが主たる目的でありました。そのためには、女王陛下による表明では不十分だと思われましたが、法務総裁と閣下〔パーマストン首相〕から明晰かつ明確な意向表明をいただいたことと合わせますと、目的は十分に達せられました。そこで、私は動議の撤回をお願いいたします³⁸」と (B17)。

この直後、先決問題、つまり、審議を打ち切って採決に入ることを求める動議が出された。動議を出したのは、パーマストンであった (B18)。下院議事録は、以下のように記している。

Previous Question put, “That that Question be now put:” — (Viscount Palmerston.)³⁹

先決問題が出された。——「それでは、あちらの質疑の方〔ロングフィールドの修正案〕を諮らりたい」(パーマストン子爵)

採決の結果は、賛成85票、反対164票。79票差で、ロングフィールドの修正案は否決されたのである (B19)⁴⁰。

【別表2】の右欄には、下院議事録に基づいて、それぞれの発言者が採決で投じた賛否の別を記したが、バクストンは採決に加わっていない。このことは、彼の案が採決に付されなかったことを間接的に裏づけていよう⁴¹。

4. 結論

以上、本稿では、イギリス下院での審議結果に関する従来の記述に対して疑義を呈したうえで、下院議事録を用いて、鹿児島砲撃をめぐる遺憾表明決議が採択されたのかどうか、あるいは、どのような形で採決が行われたのかについて考察した。

結局のところ、イギリス下院議会は、遺憾表明決議を採択しなかったのである。しかも、採

38 *Ibid.*, p. 422.

39 *Ibid.*, p. 422.

40 *Ibid.*, p. 422.

41 法務総裁もパーマストン首相も採決では反対票を投じている。このことは、前章で指摘したように、政府閣僚であるこの2人がロングフィールドの修正案と同じ修正案（あるいはその修正案）を提出したとする皆村氏の記述 (A13、A14) が誤っていることを間接的に裏づけることになろう。

決にかけられ、その採決で否決されたのは、イギリス艦隊のキューパー提督の行為を糾弾する文言を盛り込んだバクストンの案ではなく、その文言を削除したロングフィールドの修正案の方であった。

参考文献

British Parliamentary Debates, 3rd Series, 1864.

British Parliamentary Papers: Correspondence respecting Affairs in Japan, 1863 & 1863.

The Times: Japanese articles (鹿児島大学図書館蔵)

内川芳美・宮地正人監修『外国新聞に見る日本 (国際ニュース事典)』第1巻 (1852~1873): 本編、毎日コミュニケーションズ、1989年

同『外国新聞に見る日本 (国際ニュース事典)』第1巻 (1852~1873): 原文編、毎日コミュニケーションズ、1989年

金井圓編訳『描かれた幕末明治——イラストレイテッド・ロンドン・ニュース日本通信1853~1902』雄松堂出版、(1973年初版) 増訂版、1986年

木畑洋一／イアン・ニッシュ／細谷千博／田中孝彦編著『日英交流史 1600~2003 1 政治・外交 I』東京大学出版会、2000年

尚古集成館『薩摩とイギリス——海が結んだ絆』、尚古集成館、2011年

同『薩英戦争150年——前の浜の戦』、尚古集成館、2013年

都築忠七／ゴードン・ダニエルズ／草光俊雄編著『日英交流史 1600~2003 5 社会・文化』東京大学出版会、2001年

平間洋一「英国から見た薩英戦争」『別冊歴史読本 天璋院篤姫ガイドブック』新人物往来社、2009年10月

平間洋一／イアン・ガウ／波多野澄雄編著『日英交流史 1600~2003 3 軍事』東京大学出版会、2001年

南日本新聞「薩英戦争150年 黎明の嵐」、2013年

皆村武一『「ザ・タイムズ」にみる幕末維新——「日本」はいかに議論されたか』、中公新書、1998年

宮澤眞一「英国系新聞に於ける薩英戦争の報道——Newspaper Library と Public Record Office の資料を中心に」『鹿児島経済大学社会学部論集』第5巻3・4号、1987年10月

宮澤眞一編『英国人が見た幕末薩摩 ENGLISHMEN & SATSUMA』高城書房、1988年

付記 本研究に関して、2014年度前期演習授業（鹿児島大学大学院人文社会科学部研究科）にて、中野正貴君（国際総合文化論専攻 M1日本史学（当時））が、皆村氏の所説と『タイムズ』紙等の記事との齟齬を指摘してくれたことに感謝する。当時は、主として新聞報道の断片的資料に基づいていたため、判断を下せないでいたが、今回、イギリス下院議事録全体を分析することで事実関係を把握することができた。

別表1 『ザ・タイムズ』にみる幕末維新』の記述（細川作成）

	議事内容
A1	ブックストン〔バクストン〕が鹿児島町の町を焼き払った犯罪行為に関して議会決議を行う動議を提出（53-65頁）
A2	アイトウン〔エートン〕がブックストン〔バクストン〕を支持する発言（65-68頁）
A3	ロングフィールドが「クーパー〔キューパー〕提督が義務を誤解した」とする文言を削除した修正案を提示（68-70頁）
A4	ハイがロングフィールドの修正案を支持する発言（70-71頁）
A5	ウルコット〔ウォルコット〕提督が発言（70頁）
A6	スタンリーが発言（71-72頁）
A7	モンタギューが発言（72-73頁）
A8	グロスレイ〔クロスレイ〕が発言（73頁）
A9	リッデルが発言（73-74頁）
A10	キングレイクが発言（75頁）
A11	レヤード〔外務次官〕が発言（76-78頁）
A12	フォースターが発言（78-80頁）
A13	アトネイ大将〔人名ではなく、法務総裁 Attorney General) パーマーのこと〕が「戦争の際において、文明国が守らなければならない義務と政策に反して、イギリスが鹿児島町の町を攻撃したことに対して深く遺憾の意を表明する」との動議を提出（80-81頁）
A14	パーマストーン〔パーマストーン。首相〕が動議の修正案を提出：「イギリス政府は鹿児島島の火災に対して遺憾の意を表明すること、鹿児島島で行なわれた戦争は、文明国の間での通常の戦争とは異なったものであったという2つのことを承認する」（81頁）
A15	ブックストン〔バクストン〕が発言：「自分が動議を提出した主たる目的は、今回の鹿児島島の火災（攻撃）が、将来の先例とならないように議会の議論を尽くすことであったし、議会が遺憾の意を表明したならば、動議は引っ込めるつもりであった。しかし、その動議を引っ込めるかどうかは議会の議決に委ねようと思う」（81頁）
A16	ブックストン〔バクストン〕の動議が諮られた（81頁）
A17	ロングフィールドが、クーパー提督の責任を問うた文言を削除する修正案を提出（82頁）
A18	パーマストーン〔パーマストーン〕が上記修正案に対して異議を出すも、否決。つまり、ロングフィールドの修正案が諮られることになった（82頁）
A19	ロングフィールドの修正案に対して採決され、賛成85票、反対164票。したがって、ロングフィールドの修正案が否決され、ブックストン〔バクストン〕の動議が採択された。つまり、政府は遺憾の意を表明すること、クーパー提督の個人的な責任があること、イギリスが鹿児島島で行った攻撃は文明国間で行われている通常の攻撃に違反するものであることを認めた（82頁）

() は記載頁。[] は、細川による補足。

別表2 イギリス下院議事録（1864年2月9日）の記述（細川作成）

	議事内容	採決（B19）での賛否
B1	バクストン (Mr.Buxton) が議会決議の動議。「本院は、課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にのみ帰せられる一方、鹿兒島の街を焼失させたことは、文明諸国間に広く普及し、その遵守がわが国の義務にして政策である戦争慣行にそむく行為として、深く遺憾の意を表明する」 [pp.335-349.]	記載なし
B2	エートン (Mr.Aytoun) がバクストンの動議を支持する発言 [pp.349-354.]	賛成
[B1～B2] 動議が提出され、質疑へ [p.354.]		
B3	ロングフィールド (Mr.Longfield) が「課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にのみ帰せられる一方」の文言を削除する修正動議。 [pp.354-357.]	賛成
B4	ヘイ (Sir John Hay) がロングフィールドの修正動議を支持する発言 [pp.357-359.]	賛成
[B3～B4] 「課せられた義務を誤解した責任はキューパー提督にのみ帰せられる一方」の文言を削除する修正動議が提出された（ロングフィールド）。修正動議の提出を受け、「削除を提案された文言を審議対象に残した形で」質疑へ [p.359.]		
B5	ウォルコット提督 (Admiral Walcott) が発言 [pp.359-360.]	賛成
B6	スタンリー (Lord Stanley) が発言 [pp.361-363.]	賛成
B7	モンタギュー (Lord Robert Montagu) が発言 [pp.363-367.]	反対
B8	クロスレイ (Sir Francis Crossley) が発言 [pp.367-368.]	賛成
B9	リッデル (Mr. Liddell) が発言 [pp.368-371.]	賛成
B10	キングレイク (Mr. A. W. Kinglake) が発言 [pp.371-376.]	賛成
B11	レヤード (Mr.Layard) が発言（途中でバクストンが一言はさむ [p.389.]）。 [pp.376-395.]	反対
B12	エルフィンストン (Sir James Elphinstone) が発言 [pp.395-396.]	賛成
B13	フォースター (Mr. W. E. Forster) が発言 [pp.396-403.]	賛成
B14	法務総裁 (Attorney General) が、修正動議の文言を確認した上で、3つの点を吟味。女王陛下の深甚なる遺憾表明は国じゅうが共有している。キューパー提督は意図的に民家を攻撃したのではないと、3点目を論駁。 [pp.403-412.]	反対
B15	ホワイトサイド (Whiteside) が発言 [pp.412-415.]	賛成
B16	パーマストン (Viscount Palmerston) が、二重請求について弁明するとともに、キューパー提督は義務を果たしたと答弁。鹿兒島の街への砲撃は、文明諸国間での戦争慣行と矛盾するものではない。かつても行われており、歴史的事実と反する。ただし、それを繰り返してはならないし、実際、〔クリミア戦争では〕オデッサを攻撃しなかった。非戦闘員や無辜の人びとの家屋・財産を攻撃するのは、今後すべきでないが、戦争に付随して偶発的な損害が生じることはある。バクストン氏には、氏が主張する原則が認められたことで満足してもらえないか。修正動議を扱うには、動議（＝バクストン案）を採決することを提案しなければならない。ただし、バクストン氏が撤回してくれれば、審議は最も満足な形でおさまらるだろう。 [pp.416-422.]	反対
[B5～B16] [削除を提案された文言を審議対象に残した形で] 質疑が行われ、反論が出された。修正動議が示された。修正した形を本案とすることが提案された。 [p.422.]		
B17	バクストンが発言。街を焼失させることを将来の先例としない旨を本院の意見とすることが、自身の主たる目的であった。女王演説では不十分だったが、法務総裁と首相の明確な意向表明とあわせて、目的は十分達せられた。それゆえ、動議の撤回を認めてもらいたい。 [p.422.]	
B18	先決問題〔＝審議を打ち切り採決に入ることを求める動議〕が出された——「それでは、あちらの質疑の方〔＝修正動議〕を踏られたい」（パーマストン） [p.422.]	
B19	採決——賛成85票、反対164票。票差79。 [p.422.]	バクストンは投票せず

※ [] は記載頁。〔 〕 は細川による補足。

THE TIMES, SATURDAY, OCTOBER 31, 1863.

THE EXPEDITION TO KAGOSIMA.

(From the London Gazette of Friday, Oct. 30.)
ADMIRALTY, Oct. 29.

A despatch, of which the following is a copy, has been received from Vice-Admiral Kuper, C.B., the Commander-in-Chief of Her Majesty's ships and vessels on the East India and China station:—

“Euryalus, Gulf of Yedo, Aug. 22.

“Sir,—I request you will acquaint the Lords Commissioners of the Admiralty that, having embarked Lieutenant-Colonel Neale, Her Majesty's Chargé d'Affaires, and such of the members of the Legation as he wished to accompany him, I sailed from Yokohama on the 6th inst. with the Euryalus, Pearl, Coquette, Argus, Perseus, Racehorse, and Havoc for Kagosima, the capital of the Daimio, Prince of Satsuma. As it was desirable to economize coals as much as possible, the greater part of the passage was made under sail, and the squadron did not, in consequence, arrive off Cape Chichikoff until the afternoon of the 14th inst.

“2. Having been unable to obtain any correct information respecting the Gulf or Bay of Kagosima, and having only secured as a pilot a Japanese boatman who had been once at that place in the steamer Fiery Cross, it was necessary to approach with great caution. As we advanced up the Gulf, however, it was found that our greatest difficulty was when within six or seven miles of the town we had to feel our way for nearly two hours, seeking for an anchorage. This was at last found on the western shore near what are called the Seven Islands, but which proved to be nothing more than seven insignificant rocks close to the beach.

“3. I weighed again at 7 o'clock on the morning of the 12th inst., sending the Coquette, Racehorse, and Havoc ahead to sound, and by 9 a.m. the squadron was anchored in line opposite to the town of Kagosima, in 20 fathoms' water, and within about 1,200 yards of the batteries which at intervals line the whole of the harbour front. The commanders of the ships were directed to make considerable in-

tery; but, by the prompt energy of the commanders of the Coquette, Argus, and Havoc, which vessels were despatched to her assistance, she was got off without damage. The steady fire kept up by Commander Charles R. F. Boxer prevented the Racehorse receiving any serious injury from the battery, which had already been much disabled by the fire of the other ships. The Havoc was then ordered to set fire to five large junks belonging to the Prince of Satsuma, which Lieutenant George Poole accomplished in a most satisfactory manner; and these, as well as a very extensive arsenal and foundry, for the manufacture of guns, shot, and shell, together with large storehouses adjoining, were also completely destroyed.

“16. During the whole of the succeeding night it blew almost a hurricane, but all the vessels of the squadron rode it out without accident, with the exception of the Perseus, which vessel dragged her anchors off the bank into 60 fathoms water, and was compelled to slip her cable during the following forenoon, when the gale had somewhat moderated. The gale subsided gradually during the 16th, and as I had observed the Japanese at work, apparently erecting batteries on the hill above the anchorage, enveloped in trees and bushes, and which might have indicated much damage upon the small vessels lying within pistol shot of the shore I became anxious for their safety, and determined to move the squadron out to the anchorage we had occupied on the night of our arrival in the Gulf, for the purpose of repairing damages, fishing spars, and refitting, previous to proceeding to sea.

“17. The squadron accordingly weighed at 3 p.m. of the 16th, and passing in line between the batteries of Kagosima and Satsuma Sima, steamed through the channel, and anchored to the southward of the island, taking advantage of the occasion to shell the batteries on the Sakura side, which had not been previously engaged, and also the palace of the Prince in Kagosima. A feeble fire only was returned from the batteries which had not been closely engaged in the first attack, and this happily without effect upon Her Majesty's ships.

“18. The injury inflicted upon the possessions and property of the Prince of Satsuma, during the operations above

(land); D. A. D. D. of Artillery, leg. Will contad. 1st class. Her class, age legs. E. cised wo Robert G from effe age 40, si hand fr slight; scapula fr age 21, al Knight, f from spli wound of nary, age arms fr fantry, d wound of “Her aftergas Fountain James H of leg. 27, sligh mate, a Cooper, of face. “Her A. B., ag Koonan, of thau slightly “(A)

【図1】鹿児島遠征（キューパー提督からの報告，冒頭部分）
The Times, Oct. 31, 1863. (鹿児島大学図書館蔵)

BURNING OF KAGOSIMA.

Mr. BUXTON, in rising pursuant to notice to move a resolution, condemnatory of the burning of the town of Kagosima, said he had two objects in view in bringing this motion before the House. There could be no doubt that in the eyes of foreign nations the character of England for humanity had suffered by the act in question. It created a very great sensation abroad, and especially in Holland, on account of the connexion of that country with Japan; and, as an American gentleman observed to a friend of his, “when an outcry is made by England about the inhumanity of other nations we must stop her mouth by the one word ‘Kagosima.’” His hope was that the House of Commons would take the opportunity he now afforded it of declaring that, whatever rash things might be done by our officers in any part of the world, it was the deliberate resolve of England to treat other nations, whether weak or strong, barbarous or civilized, with unflinching forbearance and humanity (Hear, hear.) His other object was of still greater importance. This burning of Kagosima, assuming it to be purposely done, might become a precedent too easily followed, if not by ourselves, still by others, in future wars. The events of the last few years, especially in America, showed that there was some risk that the humane usages by which the harshness of war was restrained, and which had almost become universal, might be set aside. When the passions of men were roused by war the temptation to use violence was very great, and men would eagerly cover their excesses by quoting the example of England in the burning of Kagosima unless the act was repudiated by Parliament. What he mainly sought was that this act, instead of becoming a precedent, might be the means of teaching our naval and military officers what were the bounds beyond which their zeal must not carry them. It did not fall within the scope of his purpose to assail Admiral Kuper. Many of his hon. friends who thought as

law which forbade a belligerent to destroy private property; no one could claim compensation in a court of law for injury done to his private property by an enemy. But he did maintain without fear of contradiction that it was the usage of civilized nations in conducting war to spare private property on land, except in cases of absolute necessity wholly different from the one he now alluded to. He had carefully examined all the *dicta* on this point of the leading modern writers upon international law—and let him, in passing, say how much in doing so he had been indebted to the guidance of his friend, Mr. Godfrey Lushington. He could assure the House that so far as he could discover there was an universal consent among writers on international law on this point. He would only quote three or four sentences. Kent, in his *Commentaries*, said “that a conqueror who destroys private dwellings, or public edifices devoted to civil purposes only, violates the usages of modern war.” In Marten's *Law of Nations* it was stated that “even in taking a fortress, except in cases of necessity, it is now admitted that the besiegers are to direct their artillery against the fortifications only, and not intentionally against the public edifices or any other building.” He would not trouble the House with passages which he held in his hand, taken from Twiss, Heffner, Wheaton, Klicher, Phillimore, and Grotius, but he could not refrain from quoting the words of Vattel, who said that “the destruction of towns was a measure odious and detestable, unless absolute necessity, or at least cogent reasons, demand it;” and he added these remarkable words—“But as the perpetrators of such outrageous deeds might attempt to palliate them under pretext of deservingly punishing the enemy, he here observed that the natural and voluntary law of nations does not allow us to inflict such punishments except for enormous offences against the law of nations, and even then it is glorious to listen to the voice of humanity and clemency when rigour is not absolutely necessary.” He did not think that the House would be impatient if he concluded these extracts with a sentence from Lord Bacon—“The wars are no massacres and confusions, but they are the highest trials of right; and in the proceedings of the wars nothing ought to be done against the law of nations and the law of honour.” He could not pass from this

【図2】鹿児島焼失（遺憾表明決議をめぐる下院での審議，冒頭部分）
The Times, Feb. 10, 1864. (鹿児島大学図書館蔵)

would be mere surplusage to express regret, and it would be contrary to historical fact to say that the bombardment of towns is not practised among civilized nations. When the amendment is disposed of I should propose to meet the motion with the previous question ; but if my hon. friend would withdraw it, I think it would be the most fitting termination of a discussion the tone and temper of which must have been satisfactory to him. (Cheers.)

The amendment was agreed to.

Upon the question of the motion as amended being put,

Mr. BUXTON said his main object had been to test the opinion of the House as to the burning of towns in order that the case in question might not form a precedent for future imitation. After the statements from the Government he should not press his motion, but would ask leave to withdraw it. ("Oh!" and "Hear.")

The House then divided on the previous question, "that the question be now put," and the numbers were—

Ayes	85
Noes	164
	Majority	79

【図3】 鹿児島焼失（遺憾表明決議をめぐる下院での審議，末尾部分）
The Times, Feb. 10, 1864.（鹿児島大学図書館蔵）

BURNING OF KAGOSIMA.

[The following appeared in our Second Edition of yesterday :—]

HOUSE OF COMMONS, TUESDAY, FEB. 9.

Motion made, and question proposed, "That this House, while only imputing to Admiral Kuper a misconception of the duty imposed on him, deeply regrets the burning of the town of Kagosima, as being contrary to those usages of war which prevail among civilized nations, and to which it is the duty and policy of this country to adhere" (Mr. Buxton). Amendment proposed, "To leave out the words 'while only imputing to Admiral Kuper a misconception of the duty imposed on him'" (Mr. Longfield). Question, "That the words proposed to be left out stand part of the question," put, and negatived. Amendment made. Main question, as amended, proposed. Whereupon previous question put, "That that question be now put" (Viscount Palmerston). The House divided—Ayes, 85; Noes, 164.

MINORITY—AYES.

【図4】 鹿児島焼失（遺憾表明決議をめぐる下院での審議）前日第2版の再録
The Times, Feb. 11, 1864.（鹿児島大学図書館蔵）

MINORITY--AYES.	
Adderley, Rt. Hon. C. B.	Gurney, S.
Aytoun, R. S.	Hadfield, G.
Baines, E.	Hamilton, Lord C.
Bathurst, A. A.	Hamilton, I. T.
Bazley, T.	Hay, Sir J. G. D.
Bright, J.	Hennessey, J. E.
Brooks, R.	Hibbert, J. T.
Cave, S.	Hubbard, J. G.
Cole, Hon. H.	Humphrey, W. H.
Collins, T.	Hunt, G. W.
Corry, Rt. Hon. H. L.	Innes, Viscount
Cox, W.	Kelly, Sir F.
Crossley, Sir F.	Kinglake, A. W.
Cubitt, G.	Lawson, W.
Dalglish, R.	Leatham, E. A.
Dawson, E. P.	Lennox, Lord G. G.
Denman, Hon. G.	Lennox, Lord H. G.
Disraeli, Rt. Hon. B.	Leslie, C. P.
Duncombe, Hon. W. E.	Liddell, Hon. H. G.
Dunne, Colonel	Lindsay, W. S.
Du Pré, C. G.	Longfield, R.
Edwards, Colonel	Lyon, Hon. F.
Elphinstone, Sir J. D.	Macaulay, K.
Ewing, H. E. Crum-	Macdonogh, F.
Farquhar, Sir M.	Manners, Right Hon.
Ferrand, W.	Lord J.
Fitzgerald, W. R. S.	Morgan, Hon. Major
George, J.	Naas, Lord
Greenall, G.	Noel, Hon. G. J.
Greene, J.	O'Neill, E.
MAJORITY--NOES.	
Aston, Sir J. D.	Fitzwilliam, Hon.
Adeana, H. J.	G. W. W.
Angerstein, W.	Foljambe, F. J. S.
Archdall, Captain M.	Fortescue, C. S.
Astell, J. H.	French, Colonel
Baring, H. B.	Gard, R. S.
Baring, T. G.	Garin, Major
Bartieiot, Colonel	Gibson, Rt. Hon. T. M.
Bass, M. T.	Gidstone, Rt. Hon. W.
Beach, W. W. B.	Glyn, G. G.
Beale, S.	Goddard, A. L.
Beaumont, S. A.	Goldsmid, Sir F. H.
Beecroft, G. S.	Gore, J. R. O.
Bellew, R. M.	Goschen, G. J.
Bentinek, G. W. P.	Gower, Hon. F. L.
Berkeley, Hon. C. P. F.	Gregory, W. H.
Brady, Dr.	Gregson, S.
Bramston, T. W.	Greenfield, H. R.
Bridges, Sir B. W.	Grey, Right Hon. Sir G.
Brusoe, J. L.	Grosvenor, Lord R.
Bruce, H. A.	Halfurton, T. C.
Buller, Sir A. W.	Hanbury, E.
Bury, Viscount	Hanley, J.
Butler-Johnstone, H. A.	Hankey, T.
Butt, I.	Hardcastle, J. A.
Calhorne, Hon. F. H.	Hardy, J.
W. G.	Hartington, Lord
Cardwell, Rt. Hon. E.	Headlam, Rt. Hon. T. E.
Castlerosse, Viscount	Henley, Lord
Chapman, J.	Hervey, Lord A.
Clay, J.	Hodgkinson, G.
Clifford, C. C.	Horsfall, T. B.
Clive, Capt. Hon. G. W.	Hutt, Right Hon. W.
Codrington, Sir W.	Kinglake, J. A.
Coke, Hon. Colonel	Kinnaird, Hon. A. F.
Collier, Sir R. P.	E.
Cowper, Rt. Hon. W. F.	Knatchbull-Hugessen,
Craufurd, E. H. J.	Laird, J.
Crawford, R. W.	Layard, A. H.
Damer, S. D.	Lefevre, G. J. S.
Davey, R.	Levinge, Sir R.
Dering, Sir E. C.	Lewis, H.
Dodson, J. G.	Locke, J.
Duff, M. E. G.	Long, R. P.
Duff, R. W.	Lowe, Right Hon. R.
Duke, Sir J.	Mackinnon, W. A.
Dundas, P.	Manners, Lord G. J.
Dundas, Rt. Hon. Sir D.	Martin, P. W.
Dunkellin, Lord	Massey, W. N.
Dutton, Hon. R. H.	Miller, W.
Enfield, Viscount	Mitchell, T. A.
Evans, T. W.	Montagu, Lord R.
Ewart, W.	Morris, D.
Ewart, J. C.	Morrison, W.
Fane, Col. J. W.	Mowbray, Rt. Hon. J. E.
Fenwick, H.	Neate, C.
Fermoy, Lord	Packe, C. W.
	Pakington, Rt. Hon. Sir J.
	Parker, Major W.
	Peacocke, G. M. W.
	Peto, Sir S. M.
	Pilkington, J.
	Powell, F. S.
	Roebuck, J. A.
	Sclater-Booth, G.
	Seely, C.
	Selwyn, G. J.
	Smith, J. B.
	Smith, S. G.
	Somes, J.
	Stanley, Lord
	Stracey, Sir H.
	Sykes, Colonel W. H.
	Taylor, Colonel
	Tottenham, Lt.-Col. C. G.
	Walcott, Admiral
	Westhead, J. P. B.
	White, J.
	Whiteside, Rt. Hon. J.
	Whitmore, H.
	Wyndham, Hon. H.
	Wyndham, Hon. P.
	Tellers.
	Ocell, Lord R.
	Forster, W. E.
	Newdegate, C. N.
	North, Colonel
	North, F.
	O'Hagan, Rt. Hon. T.
	O'Loghlen, Sir C. M.
	Paget, Lord C.
	Palmer, Sir R.
	Palmerston, Viscount
	Paxton, Sir J.
	Peel, Rt. Hon. Sir R.
	Peel, Rt. Hon. F.
	Peel, J.
	Pender, J.
	Pennant, Hon. Colonel
	Pianey, Colonel
	Ponsonby, Hon. A.
	Potter, E.
	Fewell, J. J.
	Repton, G. W. J.
	Robartes, T. J. A.
	Rothschild, Baron M. de
	Russell, H.
	Russell, A.
	Russell, F. W.
	Salomons, Mr. Ald.
	Scott, Sir W.
	Scourfield, J. H.
	Seymour, A.
	Shafte, R. D.
	Sheridan, H. E.
	Smith, Augustus
	Smith, Sir F.
	Smyth, Colonel
	Stansfeld, J.
	Steel, J.
	Sturt, H. G.
	Sturt, Lieut.-Col. N.
	Talbot, Hon. W. C.
	Tempest, Lord A. V.
	Thompson, H. S.
	Tollemache, Hon. F. J.
	Tracy, Hon. C. R. D. H.
	Turner, J. A.
	Turner, C.
	Villiers, Rt. Hon. C. P.
	Walter, J.
	Weguelin, T. M.
	Whitbread, S.
	White, L.
	Wickham, H. W.
	Wood, Rt. Hon. Sir C.
	Woods, H.
	Wynn, C. W. W.
	Tellers.
	Brand, Hon. H. B. W.
	Dunbar, Sir W.

【図5】 同上（決議案採決結果；賛成・反対票を投じた議員リスト）
The Times, Feb. 11, 1864. (鹿児島大学図書館蔵)